

岩手県立大学

授業料減免制度の概要について

本資料には、令和3年度前期の岩手県立大学の授業料減免制度の概要を記載しています。
申請手続きについては、新1年生の方(令和3年度編入学生を含む)は令和3年4月8日(木)、9日(金)の「授業料減免・給付奨学金説明会」に参加して説明を受けてください。新2～4年生(4年制学部、短大、大学院生、留学生)の方は、大学ホームページに掲載されている「令和3年度前期授業料減免・給付奨学金の申し込みと継続申請方法について」を必ず確認してから行っていただきますようお願いします。
不明な点は、巻末の問い合わせ連絡先(岩手県立大学 学生支援室 学生支援グループ)にお問い合わせください。

令和2年度以降の授業料減免は、 3つの制度で構成されます

給付奨学金とセット

- ① 高等教育の修学支援新制度による授業料減免（新制度）
- ② 岩手県立大学が行う授業料減免（通常分）
- ③ 岩手県立大学が行う東日本大震災津波による授業料減免（震災分）

※「減免」とは、簡単に言うと「支払う金額を減らす」、「支払わなくて良くする」という意味です。

※「給付奨学金」とは、簡単に言うと「返さなくて良い奨学金」です。

★①と②、または、①と③は両方同時に申請することが可能です。

① 高等教育の修学支援新制度による授業料減免(新制度)

〔対象〕 住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生

授業料・入学料の
減免

+

返す必要のない
給付奨学金の
支給

「①授業料減免申請」と
「給付奨学金申請」
両方申請してください
「片方だけ」はダメです

★ 上記の二つがセットになった制度です

★ 本人と生計維持者(基本的には両親)の収入に応じて支援額が決まります

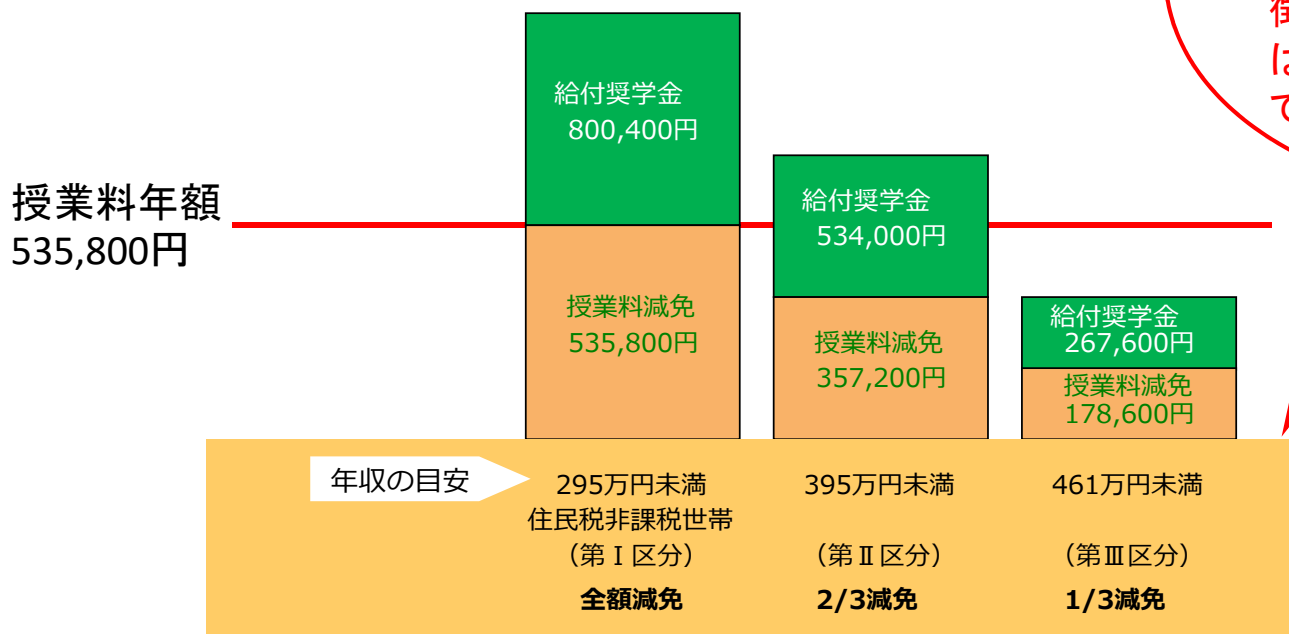
※大学院生、留学生は①の制度の対象外となっています。②の制度又は③の制度のみ申請可能です。



① 高等教育の修学支援新制度による授業料減免(新制度)

家計基準

例 4人家族(父(給与所得者)・母(専業主婦)・学生本人・高校生)で、自宅以外から4年制の公立大学に通う場合の支援額(年額)
(※短大生、家族と一緒に暮らしている場合には金額が変わるので注意。)



支援の区分が3段階に分かれていることと、給付奨学金とセットになっているのが特徴です。支援区分によっては、授業料の減免額は全額ではありません。

※支援の区分は世帯構成や年収などで異なります。

① 高等教育の修学支援新制度による授業料減免（新制度）

学業成績基準

在籍中の学業成績等が下表の「廃止」の1～4のいずれかに該当する場合には支援の対象とはならない。

区分	学業成績の基準
廃止	<ol style="list-style-type: none">1 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと2 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること3 履修科目の授業への出席率が5割以下であること、その他学修意欲が著しく低い状況にあると認められること4 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること
警告	<ol style="list-style-type: none">1 修得した単位数の合計が標準単位数の6割以下であること2 GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること3 履修科目の授業への出席率が8割以下であること、その他の学修意欲が低い状況にあると認められること

4年制大学部では1年に一度、年度末に、短期大学部では前期、後期の末にそれぞれ「適格認定」という成績のチェック等を行います。適格認定で「廃止」の基準満たしてしまうと、支援が打ち切られます。なお、「警告」の基準を2回連続して満たすことも「廃止」の基準となっています。

★授業料減免や奨学金は、安心して学修するためにある制度です。このことを理解し、しっかり学業に励みましょう。

② 岩手県立大学が行う授業料減免（通常分）

岩手県立大学が、以前から行ってきた授業料減免の制度です。
世帯収入の状況等により、授業料を減免する制度です。
基準を満たした学生は、授業料の全額が減免されます。
(①とは違い、給付奨学金とセットではありません。)

※その他、学力要件などについては、申請要領にてご確認ください。

※①の制度で【第Ⅱ区分】又は【第Ⅲ区分】に該当する方は、この②の制度を同時に申請することで、授業料の全額減免を受けるとなります。

①とは審査の基準が違います。基準を満たしていれば、授業料の「全額」が減免されることが特徴です。ただし、給付奨学金とはセットではありません。(採用となっても給付奨学金はもらえません。)

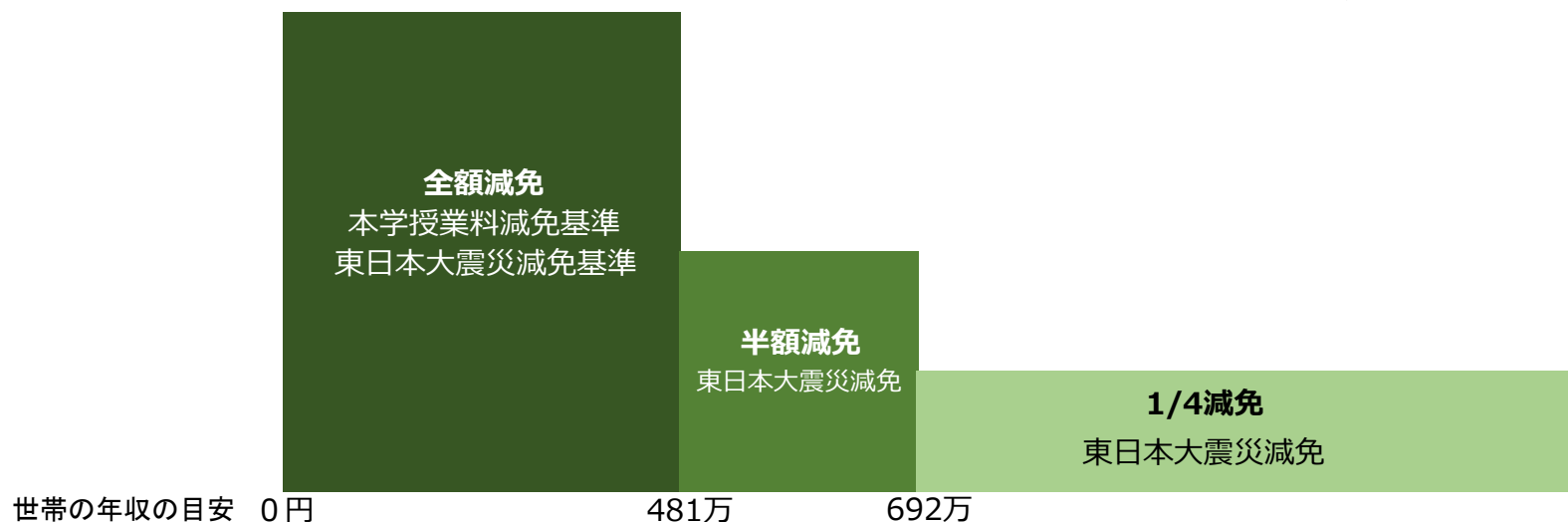
③ 岩手県立大学が行う東日本大震災津波による授業料減免(震災分)

東日本大震災に係る授業料減免については、令和3年度も継続して実施します。

②の制度では対象外となる収入状況の家庭であっても、授業料の半額減免や1/4減免がなされる制度となっています。また、学力基準も緩和されます。

- (1) 学力基準 通算GPAが1.80以上であること
- (2) 家計基準

例) 4人家族(父(給与所得者)・母(専業主婦)・学生本人・高校生)の場合



東日本大震災で家屋の大規模半壊以上の被害を受けた世帯が申請することができる制度です。

制度まとめ

① 高等教育の修学支援新制度による授業料減免(新制度)

⇒採用になれば給付奨学金を受給できるが、【第Ⅱ区分】や【第Ⅲ区分】の場合は、授業料の減免額は2/3、1/3となる。

② 岩手県立大学が行う授業料減免(通常分)

③ 岩手県立大学が行う東日本大震災津波による授業料減免(震災分)

⇒承認されれば授業料は全額減免されるが、給付奨学金を受けることはできない(①の制度にも採用されると、給付奨学金は受けられる)。

★①と②(または①と③)は同時に申請することができます。両方のメリット(良い点)を受けることができますので、原則的には同時に申請してください。

※ただし、第Ⅰ区分の支援を受けることが確定している人は例外です。

問い合わせ連絡先

岩手県立大学 学生支援室 学生支援グループ
TEL: 019-694-2010(直通)
メールアドレス: ipu-gakusei@ml.iwate-pu.ac.jp

参考資料

- 文部科学省 高等教育の修学支援新制度

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

- 日本学生支援機構 奨学金の制度(給付)

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>



- 日本学生支援機構 進学資金シミュレーター

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

